「中小企業再生支援協議会事業

(産業復興相談センター事業)

実施基本要領」Q&A

平成24年1月10日

【総論】

- Q1. このQ&Aは、どのような位置付けになるのですか。
- A. 各認定支援機関による中小企業再生支援協議会事業の中で行う産業復興相談センター 事業(以下、「センター事業」といいます。)の手続を定めた中小企業再生支援協議会事 業(産業復興相談センター事業)実施基本要領(以下、「本基本要領」といいます。)に ついて、実務上留意すべき事項を中小企業庁においてまとめたものです。
- Q2. 本基本要領制定の目的はどのようなものですか。
- A. 東北経済産業局及び関東経済産業局からの委託により認定支援機関である商工会議所 及び財団法人(以下、「受託法人」という。)がセンター事業を実施するにあたり、セン ター事業が対象とする企業、センター事業における債権買取支援の進め方、再生計画案 の内容等について統一的ルールを整備することにより、各受託法人による案件処理水準 を向上させるとともに、外部信頼性の強化をはかることを目的としています。

各受託法人は、本基本要領に定められた手順に準拠して、センター事業を実施することとなります。

- Q3. センター事業を行うにあたり、受託法人はどのような立場に立つのでしょうか。
- A. 受託法人は、事業者(債務者)の代理人でも債権者(金融機関等)の代理人でもなく、中立公正な第三者として、センター事業を行わなければなりません。すなわち、受託法人(及び業務を実施する業務部門)は、中立的な立場で、債権買取支援、再生計画案の策定支援及び債権者との合意形成に向けた調整等を実施する必要があります。

【各論】

Q4. センター事業が対象とする事業者とはどのような企業ですか。

A. センター事業が対象とする事業者は、東日本大震災の影響を受けたことにより再生可能性があるものの過大な債務を負っている事業者であって、被災地域においてその事業の再生を図ろうとする事業者が対象となります。

また、産業活力の再生及び産業活動の革新に関する特別措置法第2条第17項に定義される「中小企業者」(このQにおいては、「産活法中小企業者」という。)だけが被災事業者ではなく、地域の復興を図るに当たっては、産活法中小企業者以外の事業者も対象となります。具体的には、産活法中小企業者のみならず、農業協同組合法に規定する農事組合法人、医療法に規定する医療法人、社会福祉法に規定する社会福祉法人等を含む全ての事業者(個人事業者も含み、大企業だけは除きます。)を対象としています。

- Q5. 相談センター事務所はどのような支援を行うのですか。
- A. 被災沿岸地域等に設置されるセンター事務所は、センター本所とともにワンストップ 体制を構築し、相談センター事業の説明や事業者の課題解決に向けた適切な助言、事業 者が有する相談のセンター本所への紹介(相談取り次ぎ)等を行います。
- Q6. 産業復興相談センターにおける再生計画策定支援と再生支援協議会における再生 計画策定支援の違いは何ですか。
- A. 対象債権者との連携、調整を図りながら、具体的で実現可能な再生計画の策定支援を 行うことは同じですが、産業復興相談センターにおいては、東日本大震災により被害を 受けた事業者の再生計画策定の支援を行います。

また、再生計画案の内容については、平時の対応を想定した再生支援協議会と異なり、 債務超過解消年数等について、東日本大震災による被害を受けた実状に即したものとす るよう十分に配慮するものとしています。

- Q7. 再生計画策定支援業務の「再生計画」と債権買取支援業務の「事業計画」の違いは何ですか。
- A. 東日本大震災による被害を受けた実状を勘案すると、財務面の調査分析及び事業面の 調査分析の実施を前提とした「再生計画」の作成が困難となる事業者に配慮し、それら を必ずしも前提とせず、事業者の被災状況等を勘案しつつ、震災以前の業況も参考にし て策定される計画を「事業計画」としています。
- Q8. 東日本大震災により被害を受けた事業者とは、地震による損壊や津波による資産 の流出を受けた事業者が対象になるのですか。

- A. 東日本大震災による直接被害を受けた事業者だけではなく、取引先が東日本大震災の 影響を受けた間接被害者や原子力発電所の事故や風評被害の影響をうけた間接被害者も 支援の対象になります。
- Q9. 産業復興相談センターに相談すれば、既存債務を買い取ってもらえるのですか。
- A. 同センターは、窓口相談により、相談事業者の再生可能性(事業性の見込や再生計画の策定支援の可否等)を総合的に判断し、課題の解決に向けた適切な助言等を行います。相談の結果を踏まえ、再生可能性の見込があり、再生計画の策定支援ができる可能性がある事業者には再生計画策定支援を行い、再生計画の策定支援はできないものの、再生可能性があり、復旧・復興を図るための新規融資を金融機関から受けるに当たって、既往の債務を買い取ることにより、その目的が達成することが見込まれる事業者には債権買取支援を行います。また、同センターは産業復興機構へ債権買取要請までを担い、債権買取そのものは産業復興機構が行うこととなります。
- Q10. 産業復興相談センターが債権買取要請を行うと、産業復興機構では必ず債権を買い取るのですか。
- A. 産業復興機構は、産業復興機構内に設置している投資委員会において債権買取の可否を自主的に決める仕組みとなっています。ただし、産業復興相談センターが相談を受けた事業者に再生可能性があると判断した場合は、産業復興機構は、産業復興相談センターと情報共有を行い、事実上一体となって債権買取に向けた手続きを進めていくなど、迅速に対応することとしております。
- Q11. 債権買取支援において産業復興相談センターが債権者調整を行った結果、全債権 者が債権買取について同意しなかった場合はどうなりますか。
- A. 債権買取について全債権者の同意が得られなかった場合など、債権買取に至らなかった(あるいは至る見込みがない)時、債権買取支援は終了することとなります。

しかし、同センターは事業者からの要請があれば、引き続き支援を続けることができます。債権買取支援終了時の具体的な支援例は以下のとおりです。

- ①事業者を支援する機関を紹介する。
- ②事業者の課題解決に向けた適確な専門家を紹介する。
- ③債権買取以外の金融支援(リスケジュール等)を含む事業計画の作成を支援する。
- Q12. 債権買取支援終了時の事業計画作成支援と再生計画策定支援との違いは何ですか。

A. 債権買取支援終了時の事業計画作成支援においては、再生計画策定支援と同様の公認会計士又は税理士による財務面(資産負債及び損益の状況)の調査分析や中小企業診断士等による事業面の調査分析はできないものの、把握できる範囲内において相談企業の財務及び事業の状況からリスケジュール等の金融支援を含む事業計画の作成を支援することになります。

なお、産業復興相談センターを活用した事業再建については利子補給制度が用意されています。上記のように、金融支援を含む事業計画の作成を支援し、対象債権者全員の合意を得た場合は、「再生計画策定支援の完了」とみなし、利子補給の対象となります。 以上